

(件名) 鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

(陳情の趣旨)

- 1 鹿児島県議会議員に交付される政務活動費については、「鹿児島県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。
- 2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならないが、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。
一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていたましたが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。
- 4 以上の理由により、一日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現するべきです。

【陳情の要旨】

政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

(件名) 児童および障害のある人の福祉施策に関する陳情書(5項)

(陳情の要旨)

1994年の児童の権利条約批准から遅れること20年、国連障害者権利条約が2014年に批准され、障害者差別解消法など国内法が少しずつ拡充されつつある中、本県においても「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定されたところです。社会的に弱い立場にある人の権利保障も含めて、障害があってもなくても、誰もが差別されることなく、分け隔てなく育ち、暮らし、働くことのできる鹿児島を実現するために、県民みんなで力を合わせていけたらと願います。

これらの動きの一方、近年全国的に国民の貧困化や所得格差が拡大する中で、高齢者、障害者、ひとり親家庭、子どもの貧困が社会問題化しています。また介護保険制度や障害福祉制度においては「負担は厚く、支援は薄い」状態が年々深刻化しており、さらに営利企業の福祉参入を許す等の制度設計によって、「社会福祉」は本来の意味を急速に失いつつあります。福祉・保育労働従事者の相次ぐ離職など慢性的な担い手不足によって社会福祉の現場は様々な問題が山積し、日々深刻化しています。

社会保障改革の名のもとに、「自己責任」や「自助」が声高に叫ばれています。生存権を規定した憲法25条、幸福追求権を規定した憲法13条を真の意味で守り、障害があってもなくても誰もが自由と幸福のもとで安心して暮らしていける地域や社会をつくるため、以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

- 1 障害のある方が介護保険に切り替わったときに、今まで使っていた制度が利用できなくなったりします。介護保険優先原則ではなく、その人に合わせた制度利用が出来るようにしてください。
- 2 入院時に家族以外でも付き添えるように、入院時付き添い制度を創設してください。
- 3 児童通所発達支援の利用申請から利用開始までの期間がより短縮できるよう配慮してください。
- 4 児童の放課後等デイサービス事業における受給量制限を撤廃するよう国に働きかけてください。
- 5 保育園の3歳以上の子どもが主食を持ってこなくてもよいように、完全給食を実現してください。
- 6 障害者差別解消法や障害者差別解消条例の理念が県民の文化として深く根づいていくための、具体的な手だてを講じてください。
- 7 福祉職の深刻な人手不足対策のため、早急に処遇改善にとりくむよう国に働きかけてください。

署名者 16,146名

(署名簿 — 添付省略)

(件名) 川内原子力発電所に関する「社会的合意形成のプロジェクト
マネジメント」の実施について

(陳情の趣旨)

去る2017年6月12日、国会衆議院において原子力問題調査特別委員会が開かれた。4名(本来7名)の参考人アドバイザー・ボード会員と衆議院議員との質疑の場であった。参考人アドバイザー・ボード会長である元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長の黒川清氏(医学博士、東京大学名誉教授、日本学術会議会長、元内閣特別顧問)の原発再稼働や海外輸出についての次のような発言に注目していただきたい。「人口が減るにもかかわらず、本当に大丈夫なのかというのが世界の識者の懸念だ」「原子力規制委員会がOKすれば再稼働していいと言うが、そんなレトリックはない」

次に、その委員会の中で参考人アドバイザー・ボード会員の一人である桑子敏雄参考人の「社会的合意形成のプロジェクトマネジメント」という社会技術の提案が興味深かった。是非鹿児島県の原子力問題においても県独自で取り組んでいただきたいと考える。

はじめに桑子参考人は、原子力問題を解決に導く上で「社会的合意」が重要であり、その「形成(プロセス)」が必要だと説明された。この「社会的合意形成」についての説明は次のようであった。

(以下、桑子参考人作成のスライドのまま転載)

「社会的合意形成のプロジェクトマネジメント」とは何か。

公的な社会基盤整備、税金を用いて進められる公共事業で、多様な関係者の間で意見が異なり、あるいは、対立がある場合に、不特定多数の人びとの間での合意へと導くプロセス。

社会的合意形成とは、広く開かれた話し合いによって合意のない状態から合意に至るプロセスをマネジメントすることである。この作業は、プロジェクトのマネジメント、すなわちプロジェクトマネジメントという社会技術を必要とする。(たとえば、選挙戦に勝利するためのプロセスをプロジェクトとしてマネジメントすることは、プロジェクトマネジメントであるが、社会的合意形成のプロジェクトマネジメントではない。意見の対立する人びとの間で意見の一致を見いだすための創造的話し合いのプロセスのマネジメントが社会的合意形成のプロジェクトマネジメントである。)

社会的合意形成のプロジェクトマネジメントプロセスがかけている事業は、事業そのものの停滞、事業コストの増大、事業そのものの非効率化、社会的な状況の変化への不適合などをもたらす。

事業の紛争や停滞は、事業の抱え込んだいわば負債であり、対立・紛争の継続は、社会的損失であるばかりか、当該事業が影響を与える地域の停滞だけでなく、人びとに大きな不幸をもたらす。

社会的合意形成のプロセスでは、議決は行わず、全会一致を大原則とする(この点は議会制民主主義とは異なる重要な民主的手続きである)

(転載以上)

鹿児島県は三反園知事の政策のもと川内原発をいずれ停止することが約束されている。停止後に行うべきは廃炉である。来たる廃炉や放射性廃棄物処分問題に向けて県として早期のうちに上記のような「社会的合意形成のプロジェクト」を立ち上げマネジメントを進めることは、現在ある原子力問題の対立・紛争を解決するのに有効且つ必要であると考ええる。

以上の趣旨より、下記事項を陳情する。

記

川内原子力発電所に関する「社会的合意形成のプロジェクトマネジメント」を実施するため、川内原子力発電所に利害関係を有するあらゆる分野の人々（の代表）が参加できる、原子力問題について話し合う場を県に作っていただきたい。

(件名) 首都圏での大地震が切迫しているため鹿児島県の財政シュミレーションをして、結果を公表することを求める陳情

(陳情の趣旨)

日本の地方自治体はどこも3割自治と言われていています。その根拠は自主財源が3割程度であるからです。逆から言うと7割程度が国などからの交付金や公債です。

1970年ごろからこういった傾向が非常に強くなり、近年では臨時財政対策債という県債ではあるが将来国から交付金措置が取られるとされるものが予算額の5%程度を占めるようになりました。鹿児島県の平成19年度当初予算案など、近年の財政書類には臨時財政対策債という名称は記載がなく、それが県債の中に含まれているのか、国からの交付金に含まれているのかさえ不明です。

戦後、一貫して国や自治体が公債を発行し、それを国内消化することで利子分が国内還流して来ました。公的な借金をすることがGDPをかさ上げすることにつながってきたのです。金融機関に適用されるBISの自己資本規制では、公債にリスクはないとして、公債をいくら保有しても自己資本比率には響かない体制が国際的に作られています。しかし、数十年に渡り、公債を税収分よりも多く発行してきた先進国は日本以外になく、明らかに日本を優遇するためのBIS規制でした。このような国際的な体制下、本来の実力以上の経済規模が公債の国内消化と言うカラクリから作られてきたのです。

311大地震前、今後数十年公債残高を今のペースで増加させることが出来るのだという議論がされていました。現在でも、日銀と政府が統合政府を作れば国債はチャラになるとか、一時期の英国のように永久国債を発行すればいいと言った議論がされています。

しかし、こういった議論は正常な状態からどんどんと離れていくことを容認するものです。本来、一日3食規則正しく食べることが望ましいのに、どうせ空腹になるのだから何日も食べなくて良いとする議論と似ています。異常状態を容認するのではなく、本来の状況にどうやって戻すかを検討するべきです。

検討が緊急に必要なのは、日本や海外の情勢が急激に変化しつつあるからです。特に日本は311大地震で破壊された領域の南北の両隣である青森県及び関東地方の東方沖の海溝から太平洋プレートが大きく沈み込む巨大地震の発生が迫っています。このことについて、そのような危険性があるのなら専門家が指摘するはずだと思うかもしれませんが、311大地震の時にも専門家による警告はありませんでした。このことについては「311大地震の明確な前兆現象と、その前兆を見ても日本の地震専門家の方たちが警告できなかった理由」(参考資料:A-1)に述べてあります。

また、2011年の311大地震(直接的被害金額約17兆円)、そして、1995年の阪神大震災(被害総額約10兆円)のとき、日本は通貨安にならず、反対に円高になったという指摘をする方もいるでしょう。しかし、次回起こるであろう大地震は311大地震と比べても格段に被害が大きくなるはずなのです。

「もし今首都圏で大地震が発生したら」（参考資料：A-2）をご覧ください。直接的な被害、つまり、建物などの被害だけで約47兆円、ビジネス機会の損失など間接的な被害が約48兆円と見積もられています。しかも、これらには、銀行の財務悪化による貸し剥がしや通貨安による物価上昇、そして、債券や株の値動きによる影響は含まれていないのです。

確実に関東平野での大地震は迫ってきていますから、なるべく早くその影響を予測し、対策を立てる必要があります。以上の趣旨により、下記のことを陳情します。

記

地域の金融機関である鹿児島銀行や南日本銀行に協力を要請し、物価が5%程度上昇した場合に県債などの発行がうまく行くか、5年から10年程度の期間を見込んで財政シュミレーションをして、その結果を公表すること。